

各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて

各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて
1．保険税率及び納期については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができるよう統一を図るものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
2．軽減割合については、7割・5割・2割軽減を適用する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
3．保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、弓削町、生名村の例により統一する。
4．保健事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、相違あるものは調整し統一する。
5．国民健康保険運営協議会は、新町において新たに設置する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	国民健康保険事業
調 整 方 針	1．保険税率及び納期については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができるよう統一を図るものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。 2．軽減割合については、7割・5割・2割軽減を適用する。ただし、合併する年度は旧町村の例による。 3．保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、弓削町、生名村の例により統一する。 4．保健事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、相違のあるものは調整し統一する。 5．国民健康保険運営協議会は、新町において新たに設置する。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
納税義務者	1 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。 2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。	同 左	同 左	同 左	現行のとおりとする。
基礎課税額	世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額 限度額 530,000円	同 左	同 左	同 左	現行のとおりとする。
介護納付金課税額	介護納付金課税被保険者である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額 限度額 70,000円	同 左	同 左	同 左	現行のとおりとする。
税率	- 国民健康保険の被保険者に係る - 所得割（総所得金額等） 8.40% - 資産割（固定資産税額） 58.90% - 均等割（1人につき） 22,400円 - 平等割（1世帯につき） 26,000円 - 介護納付金課税被保険者に係る - 所得割（総所得金額等） 1.00% - 資産割（固定資産税額） 11.80% - 均等割（1人につき） 6,500円 - 平等割（1世帯につき） 4,100円	- 国民健康保険の被保険者に係る - 所得割（総所得金額等） 7.00% - 資産割（固定資産税額） 56.80% - 均等割（1人につき） 20,100円 - 平等割（1世帯につき） 24,700円 - 介護納付金課税被保険者に係る - 所得割（総所得金額等） 1.30% - 資産割（固定資産税額） 4.50% - 均等割（1人につき） 4,000円 - 平等割（1世帯につき） 6,000円	- 国民健康保険の被保険者に係る - 所得割（総所得金額等） 9.47% - 資産割（固定資産税額） 44.62% - 均等割（1人につき） 21,200円 - 平等割（1世帯につき） 23,400円 - 介護納付金課税被保険者に係る - 所得割（総所得金額等） 0.80% - 資産割（固定資産税額） 8.00% - 均等割（1人につき） 3,000円 - 平等割（1世帯につき） 4,500円	- 国民健康保険の被保険者に係る - 所得割（総所得金額等） 4.60% - 資産割（固定資産税額） 70.00% - 均等割（1人につき） 13,000円 - 平等割（1世帯につき） 17,000円 - 介護納付金課税被保険者に係る - 所得割（総所得金額等） 0.90% - 資産割（固定資産税額） 14.00% - 均等割（1人につき） 4,500円 - 平等割（1世帯につき） 3,000円	合併年度は、現行のとおりとし、次年度当初賦課で国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができるよう調整し統一する。
賦課期日	4月1日	同 左	同 左	同 左	現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	国民健康保険事業
調整方針			

[illegible]

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	国民健康保険事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
国保運営協議会	○委員の定数 被保険者を代表する委員 2人 医療機関を代表する委員 2人 公益を代表する委員 2人 ○委員の報酬 会 長 8,400円/日 委 員 7,800円/日 ○委員の費用弁償 旅 費 一般職相当職	同 左 ○委員の報酬 会 長 27,000円/年 委 員 25,000円/年 ○委員の費用弁償 旅 費 課長相当職 委員会等出席時 500円/回	同 左 ○委員の報酬 — 委 員 9,000円/日 ○委員の費用弁償 旅 費 一般職相当職	同 左 ○委員の報酬 — 委 員 6,900円/日 ○委員の費用弁償 旅 費 一般職相当職	国民健康保険運営協議会は、新町において新たに設置する。 委員の定数については、次のとおりとする。 被保険者代表 2人 医療機関代表 2人 公益代表 2人 委員の報酬、費用弁償については、総務部会の調整方針による。
出産育児一時金	300,000円	同 左	同 左	同 左	現行のとおりとする。
葬祭費	15,000円	同 左	13,000円	10,000円	弓削町、生名村の例を基本に調整する。
人間ドック	—	対象者 満40歳以上の者 補助額 診査費用の9/10	—	対象者 満30歳以上満65歳未満の者 補助額 診査費用の7/10	魚島村の例を基本に調整する。 ただし、対象者は、満40歳以上満65歳未満の者とする。
優良表彰	弓削町国保被保険者優良世帯表彰 ○対象者 国民健康保健事業によく協力し、所定の保険税を当該年度内に完納しているもので、前年度中において医療費が皆無であった世帯及び被保険者4人以上の世帯であって前年度において7,000円以下の医療費であった世帯 ○表彰 賞状と記念品又は、金員あるいはこれらに相当するもの	生名村国保優良被保険者表彰 ○対象者 前年度中、2ヶ年間及び3ヶ年間、10ヶ年間連続に医療費が皆無であった者で、国民健康保険事業によく協力し、所定の保険税を当該年度内に完納している世帯に属している者 ○表彰 賞状と記念品	岩城村国保被保険者優良世帯表彰 ○対象者 国民健康保健事業によく協力し、所定の保険税を当該年度内に完納しているもので、前年度中において医療費が皆無であった世帯(被保険者2人未満の世帯は、連続2ヶ年以上皆無とする。)及び被保険者4人以上の世帯であって、前年度において5,000円以下の医療費であった世帯(その医療費が当該世帯の国民健康保険税額を超える場合を除く。) ○表彰 賞状と記念品	魚島村国保優良健康被保険者表彰 ○対象者 当該期間国民健康保険の被保険者・世帯であり被保険者全員が、療養の給付、療養費を受けていない世帯であること ○表彰 賞状と記念品	生名村の例を基本に調整する。 ただし、1年表彰は廃止する。
高額療養費貸付	貸付額 高額療養費支給見込額の 9/10以内	同 左	同 左	同 左	現行のとおりとする。
出産費資金貸付	—	○基金の額 600,000円 ○貸付額 出産育児一時金支給見込額の 9/10以内	—	—	生名村の例を基本に調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	国民健康保険事業
調 整 方 針	資 料		

国民健康保険事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【地方税法】 （国民健康保険税の減額） 第七百三条の五 市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。以下本条中山林所得金額の算定について同様とする。）及び山林所得金額の合算額が、第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）の数に応じて政令で定める金額を加算した金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。 2 前条第四項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額の一般被保険者に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合が政令で定める基準に該当する市町村は、前項の規定による減額がされない国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が政令で定める金額を超えない場合（当該市町村長が、これらの者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く。）においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。 【国民健康保険法】 （国民健康保険） 第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。 （国民健康保険運営協議会） 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。 （療養の給付） 第三十六条 市町村及び組合（以下「保険者」という。）は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。 - 一 診察 - 二 薬剤又は治療材料の支給 - 三 処置、手術その他の治療 - 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 - 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 2 食事の提供たる療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び選定療養（健康保険法第六十三条第二項に規定する選定療養をいう。以下同じ。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。 3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に被保	篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 (1) 国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。 (2) 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。 (3) 財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。 (4) 国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付報奨金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 (5) 督促手数料については、篠山町の例による。 (6) 保険給付事業については、現行のとおりとする。 (7) 保険事業については、合併時に調整する。ただし、健康診査にかかる補助については篠山町の例によるものとし、2時間人間ドック補助については今田町の例による。 西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 国民健康保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。 さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。 あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 5か町村で差異のある国民健康保険税については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 標準基礎課税総額については、免田町、岡原町、須恵村の例による。 (2) 税率については、合併直前の医療費の動向を考慮して合併時に調整する。 (3) 納期については、深田村の例による。 (4) 減額については、現行のとおりとする。 (5) 財政調整基金については、新町の国保会計の安定した運営を図るため、各町村の合併前3カ年平均の保険給付費（老人保険拠出金及び介護納付金を含む。）の3カ月分程度の額を持ち寄る。 高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 国民健康保険税については、賦課方式は現行どおりとし、保険税は平成18年度から統一するものとする。 2 高額療養費貸付限度額については、合併時に統一する。 3 健康づくり事業については、新しいまちにおいて予防事業等の充実を図るよう調整して実施する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	国民健康保険事業
調 整 方 針	資 料		

国民健康保険事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。 4 第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。 （療養の給付を受ける場合の一部負担金） 第四十二条 第三十六条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 十分の三 二 三歳に達する日の属する月以前である場合 十分の二 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 十分の一 四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。）について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき 十分の二 2 保険医療機関等は、前項の一部負担金（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。 （高額療養費） 第五十七条の二 保険者は、被保険者の療養（食事療養を除く。次項において同じ。）に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、特定療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りでない。 2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。 第五十八条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。 2 保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。 第八十二条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。 2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。 3 組合は、前二条の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。	東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 1 保険税率については、国民健康保険事業の円滑な運営が出来る率で合併時に統一する。 2 納期については、合併時に統一する。 3 軽減割合については、7割5割2割軽減を適用する。 4 保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、合併時に調整し、支給額を統一する。 5 保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、相違あるものは合併時に調整し統一する。 宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 賦課方式は、川之江市の例により、「料・4方式」とする。 本算定日及び納期は、川之江市の例による。 料率は、川之江市の例を基本とし、新市において統一する。 軽減割合は、川之江市の例により、2割・5割・7割とする。 保健事業及び医療費助成制度については、基本的に川之江市の例により新市において統一する。 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。 南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 国民健康保険制度の取扱いについては、次のとおり調整するものとする。 (1) 賦課方式については、現行のとおりとする。 (2) 保険税率については、合併年度は、旧町村の例によるものとし、平成17年度からは、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額に統一を図るものとする。なお、新町において国民健康保険運営協議会を設置し、保険税率について検討を行い、新保険税率を設定するものとする。 (3) 賦課期日・納期・納期限については、5町村に相違がないため現行のとおりとする。 (4) 被保険者証の交付については、内海村の例により統一する。ただし、交付方法は郵送とし、滞納者は窓口交付とするものとする。 (5) 任意給付、高額療養費の貸付については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。 留意事項 国民健康保険は、市町村が保険者になり運営しているが、賦課方式（税方式か保険料か）、保険料率、納期等が各市町村によって異なり、一元化を図る必要がある。 この場合、住民の負担と受けている納付内容について、新市町村の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、その経理内容の実情把握を行い制度の効率化と円滑な統一に向けて十分に調整することが求められる。たとえば、合併市町村が税方式を採用した場合には、合併特例法第10条の規定による不均一課税を採ることができ、保険料方式を採用した場合においても同様な措置を採ることができる。 一方、合併時には負担が低い基準に合わせたものの、全国的な医療費の給付の増加、診療報酬の改定等の理由により、全国的な流れに合わせて合併後に引き上げざるを得なかった事例がある。このようなケースは今後とも増加することが考えられるため、住民に対しては合併に伴う引き上げではないことを十分説明する必要がある。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》